

一般社団法人山形市薬剤師会
定 款

令和2年3月28日 作成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人山形市薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

- 2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会（以下「日本薬剤師会」という。）並びに一般社団法人山形県薬剤師会（以下「山形県薬剤師会」という。）との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興並びに薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、地域住民の健康な生活の確保・向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- (2) 薬剤師職能の向上に関する事業
- (3) 薬事衛生の向上及び公衆衛生の普及・指導・啓発に関する事業
- (4) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- (5) 医薬品の適正使用の普及及び相談に関する事業
- (6) 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- (7) 休日・夜間の診療及び医薬分業の推進のための事業
- (8) 各種の学校保健の向上、環境衛生推進に関する事業
- (9) 本会が運営する薬局の経営に関する事業
- (10) 介護保険法に基づく介護保険事業
- (11) 日本薬剤師会及び山形県薬剤師会等との連携協力及び支援に関する事業
- (12) 行政機関その他関係団体との連絡、協議等に関する事業
- (13) 会員の相互扶助、相互親睦ならびに福利厚生に関する事業
- (14) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 山形市に居住または勤務する薬剤師であり、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
- (2) 特別会員 上記正会員以外の薬剤師、または、薬学及びそれに関する知識・業務経験を有する者で、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
- (3) 学生会員 薬学を専攻する学生で、本会の目的及び事業に賛同し入会した者
- (4) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し入会した企業・団体
- (5) 保険薬局会員 正会員である薬局開設者または管理薬剤師が所属し、山形市内で開局する保険薬局
- (6) 名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者

2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。入会基準及び入会手続きは総会で定める会員規程による。ただし、名誉会員は入会の手続きを要しない。

2 正会員は、山形県薬剤師会の正会員であり、かつ、日本薬剤師会の正会員である者とする。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、法人法に規定された次の各号に掲げる社員の権利を行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の義務等)

第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員（名誉会員を除く。）は、本会の事業活動によって経常的に生じる費用に充てるため、

所定の会費、負担金等（以下「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

4 会費等の額及び支払方法は総会において定める会費規程による。

（任意退会）

第9条 会員（保険薬局会員、名誉会員を除く。）は、理事会において別に定める退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

（除名等）

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、総会の決議を経なければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第11条 会員は、第9条及び第10条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条に規定する会費等の納入を怠り、催告を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき
- (2) 死亡又は会員である団体が解散等により消滅したとき
- (3) 正会員が山形県薬剤師会又は日本薬剤師会の会員の身分を失ったとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第12条 会員は、第9条から第11条までの規定により会員資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 会員は、会員資格を喪失した場合、支払った会費その他の拠出金の返還を受けることはできない。

第4章 総会

（構成）

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第15条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。
- 3 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

（議 長）

第17条 総会に、議長1名を置く。

- 2 議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。
- 3 議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

（定足数）

第18条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決権）

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決 議）

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、

過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第18条、第20条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及びその総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の設定)

第23条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事を選任は、総会の決議によって行う。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。

4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事には、理事(親族その他特別の関係がある者を含む。)及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものは除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順位によって、その業務執行に係る職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の総額及び支給の基準は、総会において定める。

(相談役)

第30条 本会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は会長の在任期間とする。

3 相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

4 相談役は、無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

5 前項の規定にかかわらず、顧問のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬等を支払うことができる。ただし、その報酬等の額は理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

第31条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、理事及び監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当するときは、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令及びこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、他の理事が招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第7章 協力機関

(協力団体)

第39条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会、山形県薬剤師会及び地域・職域薬剤師会を協力団体とすることができる。

2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し実施することができる。

3 前項の連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 部会及び委員会

(職域部会)

第40条 本会に、本会の会務及び事業の運営を円滑にするため、職域を同じくする会員で構成する職域部会を設置することができる。

2 職域部会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

第41条 本会の会務及び事業を円滑に推進するために必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(財産の種別)

第42条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第43条 基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第44条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第46条 会長は、毎事業年度経過後3か月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 通常総会においては、前項第1号及び第6号の書類はその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

3 会長は、第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、総会終結後遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第48条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(長期借入金)

第49条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経た上、総会の承認を経なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第51条 本会は、総会において、正会員数の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第52条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局の設置等)

第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、職員を置き、職員は理事会の承認を経て会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

(備付帳簿及び書類)

第56条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 会員の名簿

(2) 認定、許可、認可及び登記に関する書類

(3) 理事会及び総会の議事に関する書類

(4) その他法令で定める帳簿及び書類

第13章 補 則

(委 任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

1 本会の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

2 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	筒井 伸	西村孝一郎	伊藤 正彦	佐伯 和毅
	池上 直樹	石垣 俊樹	市川 勇貴	伊藤 梓
	丘 龍祥	岡寄千賀子	緒方 操	佐藤 悠人
	庄司 平	鈴木 純一	千葉 栄治	渡部 貴子

設立時代表理事 筒井 伸

設立時監事 相原 由香 伊藤 秀悦

3 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

山形県山形市双月町二丁目2番1号

筒井 伸

山形県山形市蔵王半郷761番地の4

岡寄千賀子

以上、一般社団法人山形市薬剤師会設立のため、設立時社員筒井伸外1名の定款作成代理人司法書士志藤賢一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和2年3月28日

設立時社員 山形市双月町二丁目2番1号

筒井 伸

設立時社員 山形市蔵王半郷761番地の4

岡寄千賀子

上記設立時社員2名の定款作成代理人

山形市富の中二丁目12番1号

司法書士 志 藤 賢 一